

教 7-14 末吉小学校校舎改築機械設備工事入札参加特定建設工事共同企業体資格
審査要領の公告

曾於市が発注する教 7-14 末吉小学校校舎改築機械設備工事の競争入札において、曾於市建設共同企業体入札参加等取扱要綱（平成 19 年曾於市告示第 25 号。以下「共同企業体入札参加取扱要綱」という。）第 9 条の規定により、当該入札に参加する資格を有する建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）であるかどうかを審査するための基準、手続き及び入札方法等について次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 22 日

曾於市長 五位塚 剛

1 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加を認められる者は、次の資格審査基準を満たす者とする。

ア 共通事項

- (ア) 入札参加申込みをする共同企業体は、令和 7 年度の曾於市入札参加資格申請が受理され、管で登録されている 2 者で構成された特定建設工事共同企業体であること。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、管工事業の許可を受けてからの営業年数が 3 年以上であること。
- (ウ) 共同企業体の構成員は、本公告の日から落札決定の日までの間において、曾於市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 17 年曾於市告示第 84 号）等に基づく指名停止を受けていないこと。

イ 代表構成員

- (ア) 曾於市に建設業法第 3 条第 1 項に定める営業所を有していること。
- (イ) 管工事業につき特定建設業許可又は一般建設業許可を有していること。
- (ウ) 令和 6 年度曾於市建設工事評点「管」が 1000 点以上であること。
- (エ) 代表構成員は、共同企業体を構成する 2 者のうち、工事施工能力及び出資比率が共に他の構成員より高いこと。（工事施工能力については、2 年平均の完成工事高を比較する。）
- (オ) 専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、特例監理技術者を配置する場合は、仕様書に記載する内容を満たすこと。

※建設業法第 7 条第 2 号又は同法第 15 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。ただし、特例の場合は除く。

※総額 5,000 万円以上を下請に出す場合は、特定建設業許可を有し、かつ専任の監理技術者（資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者）を配置しなければならない。

ウ 代表構成員以外の構成員

- (ア) 本公告の日現在において、管工事業につき建設業許可を有し、曾於市に建設業法第3条第1項に定める営業所を有していること。
- (イ) 令和6年度曾於市建設工事評点「管」が800点以上であること。
- (ウ) 専任の主任技術者として、入札参加申込日以前において、連続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。(建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。)

エ 構成員の組合せ

- (ア) 代表構成員の資格要件を満たす者による組合せ又は代表構成員の資格要件を満たす者及び代表構成員以外の構成員の資格要件を満たす者との組合せであること。なお、構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。
- (イ) 共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員のうち最大の出資比率とし、代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上とする。
- (ウ) 本工事に係る共同企業体の格付けが、A級又はB級であること。(共同企業体の格付けは、代表構成員の管における令和6年度曾於市建設工事評点及び2年平均の工事完成高を総合的に評価するものとする。)

基準(A級) 曾於市建設工事評点1000点以上及び工事完成高5千万円以上

(B級) 曾於市建設工事評点1000点以上及び工事完成高5千万円未満

(2) その他

- ア 本市が契約を締結した共同企業体の有効期限は、本工事の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間終了後においても、当該工事に契約不適合がある場合には、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。
- イ 本件に際して結成された共同企業体のうち、契約の相手とならなかった者の有効期間は、本工事の本契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 入札参加の申込方法及び受付期間

本工事の入札に参加を希望する者は、曾於市条件付一般競争入札実施要綱(平成19年曾於市告示第91号)(以下「条件付一般競争入札実施要綱」という。)及び共同企業体入札参加取扱要綱の規定に基づき、次の手続きを行うものとする。

(1) 入札参加の申込方法

- ア 曾於市電子入札実施要綱(平成19年曾於市告示第93号。以下「電子入札実施要綱」という。)第2条第1号に規定する電子入札システムにより行うこと。
- イ 特定建設工事共同企業体の代表構成員が単体企業として、利用者登録済みの電子証明書(ICカード)を利用するものとし、競争参加資格確認申請書画面において「JV参加」欄にチェックを入れ、「企業体名称」欄には特定JVの名称を入力し、入札参加申込書を添付して提出すること。
- ウ やむを得ない理由で電子入札システムを使用できない者又は電子入札実施要綱第6条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、紙入札参加承認申請書及び入札参加申込書をファクシミリで提出すること。

(fax 0986-76-8821)

エ 入札参加の申込みは、共同企業体の資格審査を受け、有資格者となった場合のみ受付するものとする。

(2) 受付期間

令和7年7月22日(火)午前8時30分から令和7年8月4日(月)午後5時まで

※(かごしま県市町村電子入札システムの運用時間(土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後8時まで)内に限る。)

3 資格審査申請書の提出方法

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書の原本・・・・・・・・(指定様式)

イ 誓約書・・・・・・・・(指定様式)

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書・・(指定様式)

エ 特定建設工事共同企業体協定書・・・・(指定様式)

オ 各構成員の有効な経営事項審査結果通知書の写し

カ 各構成員の建設業許可の写し

キ 各構成員の直近2年分の工事経歴書(管工事分のみ)

ク 代表構成員の配置予定技術者の資格・工事経験(指定様式)及び添付書類

(ア) 配置予定の専任の技術者については、確認書類の写しを提出すること。

○主任技術者・・・①健康保険被保険者証の写し

②資格等を証する書類の写し

○監理技術者・・・①監理技術者資格者証(管)の写し

②監理技術者講習修了証の写し(過去5年以内に受講)

(イ) 複数の候補者がある場合は2人までとし、指定様式及び添付書類については、その全員分を提出すること。落札後に専任で配置する技術者は、この候補者の中から選任すること。

ケ 構成員の配置予定技術者名簿(指定様式)及び添付書類

(ア) 配置予定の専任の技術者については、確認書類の写しを提出すること。

○主任技術者・・・①健康保険被保険者証の写し

②資格等を証する書類の写し

○監理技術者・・・①監理技術者資格者証(管)の写し

②監理技術者講習修了証の写し(過去5年以内に受講)

(イ) 複数の候補者がある場合は2人までとし、指定様式及び添付書類については、その全員分を提出すること。落札後に専任で配置する技術者は、この候補者の中から選任すること。

(2) 入札参加に要する書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書類等は、返却しないものとする。

(4) 受付期間 令和7年7月22日(火)から令和7年8月4日(月)(必着)

(5) 提出方法

ア 郵送のみとする。(直接持参は認めない。)

イ 郵送する封筒の表には、**共同企業体資格申請書在中**と朱書きすること。

- ウ 封筒の裏に差出人として、共同企業体の名称及び代表構成員の住所を記入すること。
- エ 提出書類の事前審査は行わないものとする。ただし、提出書類に不備があった場合は再提出を認めるものとするが、その手続きは受付期間内に行うこと。

(6) 送付先 〒899－8692
鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市役所 財政課 入札契約係 宛

4 入札参加資格の確認結果

提出書類を審査し、共同企業体の入札参加資格の有無について、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札参加者については、ファクシミリによる。

- ア 通知日 令和 7 年 8 月 6 日（水）
- イ 通知内容
 - （ア） 入札参加資格の有無（資格がないと認めた場合は、その理由）
 - （イ） 共同企業体の格付け
 - （ウ） 立会者選任通知書（紙入札参加者に限る。）
- ウ 通知先 代表構成員

5 設計図書等の閲覧方法

- (1) 本工事にかかる設計図書、図面、特記仕様書等（以下「閲覧図書」という。）の閲覧方法は、次のとおりとする。
 - ア 閲覧期間 令和 7 年 7 月 22 日（火）～令和 7 年 8 月 19 日（火）
 - イ 閲覧場所 電子入札システム及び曾於市ホームページ

6 現場説明会 実施しない。

7 入札の方法

- (1) 入札方法は、電子入札システムを使用した入札（以下「電子入札」という。）により行う。ただし、やむを得ない理由により電子入札をすることができない者又は電子入札実施要綱第 6 条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者で、同要綱第 13 条に規定する紙入札参加を承認された入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、同要綱第 14 条第 2 項の規定による紙入札により行う。この場合において、入札書は 13 に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。
- (2) 落札者決定については、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本工事の入札については、初度入札の結果、落札対象者がいない場合は、当日中に再度入札 1 回を執行するものとする。ただし、初度入札において参加しなかった者、無効になった者は参加することができないものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とするが、落札者が、契約を締結しない場合は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の額を徴することとする。
- (2) 契約保証金は契約金額の 100 分の 10 以上の額とし、本契約時に提出すること。

9 予定価格 事後公表。

10 最低制限価格 設定しない。

11 低入札調査基準価格 設定する。

- (1) 令和 7 年 8 月 20 日（水）に実施する本案件の開札において、最低価格入札者が低入札調査基準価格を下回った場合は当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかについて調査を行う。その際の低入札価格調査関係書類一式（事前提出書類）の提出期限は、令和 7 年 8 月 21 日（木）とするため、本案件に応札する場合は(2)の提出書類を準備しておくこと。

(2) 提出書類等

- ア 入札価格理由書（別紙 1）
- イ 契約対象工事付近における手持工事の状況（別紙 2）
- ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況（別紙 3）
- エ 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（別紙 4）
- オ 手持資材の状況（別紙 5）
- カ 資材購入先及び資材購入先と入札者との関係
- キ 手持機械数の状況（別紙 6）
- ク 就労者の具体的供給見通し（別紙 8）
- ケ 工事経歴書の写し【直近 2 か年分公共工事[管工事]】
- コ 最新の経営規模等評価結果通知書の写し
- サ 最新の財務諸表
- シ 主要取引金融機関名及び保証会社名（別紙 9）
- ス 工事費内訳書
- セ 本入札額を算出する根拠となった見積書等の写し

12 電子入札による入札期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）午前 8 時 30 分から令和 7 年 8 月 20 日（水）午前 9 時 00 分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日、日曜日及び休日を除く午前 8 時 30 分から午後 8 時まで）内に限る。）

13 紙入札による入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 8 月 20 日（水）午前 9 時 00 分
- (2) 場所 曾於市役所本庁 本館 3 階執行部控室

14 工事費内訳書の提出

本工事では、入札参加者は入札に際し、工事費内訳書を提出することが条件となっている。工事費内訳書を提出しない入札参加者、工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札は無効の対象となるので、注意すること。

15 議会の議決

- (1) 本工事の契約については、落札者として決定された者と仮契約を締結し、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年曾於市条例第 52 号）第 2 条の規定による曾於市議会の議決を得たときに当該仮契約を本契約とみなすものとする。ただし、曾於市議会において本件が否決されたときは、当該仮契約を無効とする。この場合において、本市は仮契約の相手方に対して、いかなる責めを負わないものとする。
- (2) 本工事の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、落札者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとなったときは、本市は、当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
 - ア 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

16 関係例規

この要領に定めるもののほか、当該入札及び契約に関し必要な事項は、曾於市契約規則（平成 17 年曾於市規則第 43 号）、共同企業体入札参加取扱要綱、条件付一般競争入札実施要綱、電子入札実施要綱によるものとする。

17 問い合わせ先

(1) 閲覧図書に対する質問

- | | |
|--------|--|
| ア 様式 | 「設計図書等に対する質問書」（指定様式） |
| イ 受付方法 | ファクシミリのみ（電話による問い合わせには回答しない。）
(fax 0986-76-8821) |
| ウ 受付期間 | 令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 8 月 7 日（木）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで） |
| エ 回答期限 | 令和 7 年 8 月 8 日（金）まで（入札参加者全員にファクシミリにより随時回答する。） |

(2) 入札参加申込方法及び入札方法等に関する質問

- | | |
|----------|--|
| ア 受付方法 | 電話又はファクシミリ（任意様式） |
| イ 問い合わせ先 | 曾於市役所財政課入札契約係（電話 0986-76-8803）
(fax 0986-76-8821) |